

◇全十勝中学校体育連盟規約◇

第1章 名称及び事務局

第1条 本連盟は、全十勝中学校体育連盟（略称＝全十勝中体連）と称し、事務局は会長が会務を総括するのに便利な場所におく。（平成28年4月より 帯広市立帯広第二中学校：帯広市西24条南1丁目7番地）

第2章 目的

第2条 本連盟は、十勝管内中学校体育の健全な普及・発達をはかるとともに、その連絡調整にあたり、中学校体育について十勝を代表し、各体育団体との連携をはかるともって目的とする。

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 全十勝中学校の各種大会の開催並びに奨励
2. 各地域の情報並びに研究資料の交換
3. その他必要と認めた事項

第3章 組織

第4条 本連盟は、帯広市中学校体育連盟と十勝18町村の次の5方面中学校体育連盟をもって組織する。

東部方面（幕別町・池田町・豊頃町・浦幌町）中学校体育連盟

西部方面（芽室町・清水町・新得町・鹿追町）中学校体育連盟

南部方面（中札内村・更別村・大樹町・広尾町）中学校体育連盟

北部方面（音更町・士幌町・上士幌町）中学校体育連盟

東北部方面（本別町・足寄町・陸別町）中学校体育連盟

第4章 役員

第5条 本連盟に、次の役員をおく。

- | | | | |
|---------|----|-----------------------|-----------------|
| 1. 会長 | 1名 | 7. 事務次長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 6名 | 8. 専門委員長 | 17名（専門委員会より各1名） |
| 3. 理事長 | 1名 | 9. 方面代表理事 | 8名 |
| 4. 副理事長 | 1名 | 10. 町村理事 | 20名（各町村1、帯広市2名） |
| 5. 会計監査 | 2名 | （※1～8まで常任理事，1～10まで理事） | |
| 6. 事務局長 | 1名 | | |

第6条 ① 会長は、副会長及び会計監査、理事長を選出する。

② 常任理事は、会長・副会長・理事長・副理事長・会計監査・事務局長・事務次長・専門委員長にて構成される。

③ 理事は、帯広市及び各方面中体連より推薦され、理事会の承認を得る。

第7条 会長は、事務局長及び事務局員・専門委員長を委嘱する。

第8条 会長は、会務を総括し本連盟を代表する。副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代行し、会計監査は、本連盟の会計を監査し、理事会に報告する。

第9条 ① 理事長は、常任理事会を総括する。事務局長は、理事会の決定に従い事務局員とともに本連盟の事務を処理する。会計は、事務局が責任を負い、監査を受け、理事会の承認を得る。

② 理事は、会務を審議する。常任理事は、理事会の決議に基づき、会務を執行する。

第10条 役員の任期は、2ヶ年（偶数年改選）とする。ただし、再任は妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 本連盟に、顧問並びに参加をおくことができる。

第5章 会 議

第12条 ① 理事会は、役員をもって構成し、本連盟の事業・予算・決算その他重要事項を審議する本連盟の最高決議機関であり、年2回以上開催する。

② 副会長会は、副会長・事務局長・事務次長をもって構成し、本連盟及び方面の重要事項について、会長が必要と認めたときに開催することができる。

③ 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・会計監査・事務局長・事務次長・専門委員長によって構成し、必要に応じて開催する。（緊急な議題が生じた場合等）

第13条 本連盟には、各競技種目ごとの専門委員会を設ける。専門委員会は会長が委嘱した専門委員長及び専門委員で構成する。

第6章 会 計

第14条 本連盟の経費は、負担金、補助金及びその他の収入による。

第15条 帯広市及び各方面中体連は、理事会で決定した負担金を納入する。

第16条 予算並びに決算は、理事会の議決を経なければならない。

第17条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 付 則

第18条 本連盟の規約を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

第19条 本連盟の運営に必要な細則は、常任理事会で別に定めることができる。

第20条 この規約は、平成12年4月1日よりこれを実施する。

- ・平成19年4月1日 一部改正
- ・平成24年4月18日 一部改正
- ・平成25年4月17日 一部改正

全十勝中学校体育連盟細則

1. 慣例として会長には、帯広市中体連会長、副会長には方面中体連会長、及び帯広市中体連副会長が選ばれる。
2. 本連盟の負担金は、5月末日までに、帯広市中体連事務局・各方面中体連事務局を經由して全十勝中学校体育連盟事務局に納入するものとする。
3. 単位中体連の役員及び事務局等の移動については、早急に報告しなければならない。
4. 全十勝中体連の主催する大会は、各種目春季・夏季・秋季・冬季の4回の大会を限度とし、主催に北海道教育庁十勝教育局、開催地教育委員会を入れる。
この場合、種目別団体開催地中体連に主管をお願いする。